

給与規定

第1条

この規定は、有給職員の給与に関して定める。

第2条

有給職員の給与は別途定める。

第3条

臨時雇用賃金については最低賃金を考慮し、決定する平成23年4月1日の時点においては時給800円を基本とし、源泉徴収税額を削除し、支給する。

第4条

この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

第5条

この規定の改廃は役員会の承認を得るものとする。

付則

この規程は公益社団法人の設立の登記の日から施行する。